

平成 30 年（2018 年）9 月 26 日

訪問型サービス事業所管理者様  
 通所型サービス事業所管理者様  
 居宅介護支援事業所管理者様  
 市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

## 平成 30 年 10 月 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 8 月 2 日付事務連絡にて、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の一部改正について通知しておりましたが、平成 30 年 10 月からの報酬改定に対応したサービスコード表及び単位数マスタ（暫定版）が完成しましたのでお知らせします。各事業所様におかれましては請求ソフト等への取り込みのほどよろしくお願いたします。

なお、現時点で国保中央会から標準単位数マスタが提供されておきませんので、単位数マスタについてはあくまでも暫定版の取り扱いとなります。確定版が完成した際には再度ホームページ等でご案内いたします。

また、平成 30 年 10 月からの報酬改定の主な内容について下記のとおり改めてお知らせしますのでご了知のほどよろしくお願いたします。

## 記

## 1. 平成 30 年 10 月 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定の主な内容

## (1) 訪問介護相当サービス

改定前	改定後
生活機能向上連携加算 100 単位	生活機能向上連携加算 I 100 単位/月（新設）
	生活機能向上連携加算 II 200 単位/月

※算定要件は訪問介護に準じます。

## (2) 通所介護相当サービス

改定前	改定後
なし	生活機能向上連携加算 200 単位/月（新設） ※運動機能向上加算を算定している場合は 100 単位
なし	栄養スクリーニング加算 5 単位/回（新設）

※算定要件は通所介護に準じます。なお、通所介護相当サービスの生活機能向上連携加算を算定する場合は、すでに通所介護で同様の加算を届け出ている場合であっても、別途「豊中市第 1 号事業支給費算定にかかる届出書」の提出が必要であることを念のため申し添えます。

## 2. 平成 30 年 10 月からの報酬改定に対応したサービスコード表及び単位数マスタ（暫定版）の掲載場所

市ホームページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉

→介護保険トピックス→介護予防・日常生活支援総合事業

＜お問い合わせ＞  
 豊中市 健康福祉部  
 高齢施策課 企画調整係 担当：町田  
 TEL：06-6858-2837 FAX：06-6858-3146  
 Mail：koureisesaku@city.toyonaka.osaka.jp